

令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針

長野県

目次

はじめに	1
1 被災された方々への支援	
(1) 横断的な支援	2
(2) 生活支援	5
(3) 産業への支援	23
2 地域の復旧・再生に向けた取組	
(1) ライフラインの復旧	29
(2) インフラの復旧	29
(3) 公共施設等の復旧	32
3 市町村への支援	36
4 国の特例措置の活用等	37
5 今後の復興に向けた考え方	37
別紙1 令和元年台風第19号災害による被災者の生活再建のための支援の概要	39
別紙2 県税の減免制度について	41

はじめに

令和元年（2019年）の台風第19号は、長野県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。本県においては、千曲川流域を中心とした河川の氾濫や土砂災害等により、死者、行方不明者、負傷者などの人的被害に加え、広範囲にわたり、住宅、道路・橋梁・河川等の土木施設、鉄道施設、医療施設や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設など甚大な被害が発生しました。また、各地での交通ネットワークの寸断により、通勤、通学のみならず、県外とのアクセスにも支障が生じ、電気・ガス・上下水道などのライフラインも停止するなど、住民生活や経済活動が深刻な打撃を受けました。

災害の犠牲となられました方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

県では、災害発生直後から市町村や警察、消防、自衛隊をはじめ、国や事業者、各種団体など関係機関の皆様と連携・協力し、何よりもまず人命救助に全力をあげるとともに、ライフラインやインフラの迅速な復旧、交通ネットワークの早期復旧や代替輸送手段の確保など、応急対策に取り組んできました。

復旧・復興に向け、現在そして今後、県が行う取組を中心に「令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針」としてとりまとめました。これを基に被災された方々が1日でも早く安心した生活を取り戻せるよう、地域の想いに寄り添いながら、県組織一丸となって引き続き市町村や関係機関と連携し全力で取り組んでまいります。

また、県民のみならず、信州・長野県に想いを寄せてくださる多くの方々と力を合わせ心をついに、より良い復興を目指してまいります。

なお、復旧・復興に着実に取り組むため、この方針は進捗状況に応じて項目を追加するなど、順次改訂してまいります。

令和元年（2019年）10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 被災された方々への支援


被災された方々が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、住まいの確保や生活資金など生活面での支援、事業継続に向けた各種相談や資金支援など産業面での支援に関係機関と連携して取り組みます。

(1) 横断的な支援

ア 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援

項目	取組内容	担当部局
被災者生活再建支援チーム	<p>○市町村への支援 災害時における市町村の業務等を支援します。</p> <p>○支援内容 住家被害認定調査 り災証明書の発行 避難所の運営 要援護者の把握 総合相談窓口の設置 専門家の派遣 被災された方々の生活再建支援メニューの情報提供 等</p> <p>【問い合わせ先】 災害対策本部被災者生活再建支援チーム TEL 026-269-0754</p>	危機管理部

イ 災害ボランティアセンターの運営を支援

項目	取組内容	担当部局
災害ボランティアセンターの運営を支援	<p>長野市南部の災害ボランティアセンターに県職員を派遣するなど、災害ボランティアセンターを運営する長野県社会福祉協議会の活動を支援します。</p> <p>長野県社会福祉協議会のホームページ「長野県災害ボランティア情報〔特設サイト〕」から災害ボランティアセンター活動状況を情報発信しています。</p> <p>https://nagano.shienp.net/</p>  <p>【問い合わせ先】 長野県社会福祉協議会 TEL 026-228-4244</p>	危機管理部 健康福祉部

ウ 外国人の方の相談対応

項目	取組内容	担当部局
外国人の方の相談対応	<p>「長野県多文化共生相談センター」では15言語に対応した無料の相談窓口を設置し、電話やセンター窓口において、外国人の方からの災害に関する相談に応じています。</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 第1・3水曜日を除く平日（月～金） 第1・3土曜日 ・実施時間 10：00～18：00 ・実施場所（来所相談及び電話相談） 	県民文化部

	<p>長野県多文化共生相談センター (長野市南長野 1485-1 もんぜんぷら座 3F) https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先 T E L : 026-219-3068、080-4454-1899</p> <p>○対応言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語</p> <p>【相談窓口及び問い合わせ先】 長野県多文化共生相談センター TEL 026-219-3068、080-4454-1899</p>	
--	--	--

エ 情報発信を充実

項目	取組内容	担当部局
きめ細かな情報発信	<p>各種広報媒体を活用し、被災された方々への支援情報や復旧・復興に係る情報をきめ細かく発信します。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7054</p>	企画振興部
県ホームページ（災害版）の掲載	<p>県ホームページを通常版と災害版とに区分し、災害情報をよりわかり易く発信します。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7054</p>	企画振興部
SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信	<p>長野県（上田市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、小海町、佐久穂町、坂城町、山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居、廃棄物、り災証明など）を、LINEを活用したチャットボットの自動応答により、24時間対応で発信します。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部情報政策課、先端技術活用推進課 TEL 026-235-7071 こちらのQRコードからLINEに接続します</p>  <p>長野市人口増推進課 TEL 026-224-8851 こちらのQRコードからLINEに接続します</p> 	企画振興部
Amazonの「ほしい物リスト」を利用した支援物資の募集	<p>避難所運営者が、避難所等の被災者ニーズを把握し、国や県・市の支援対象以外の物資を Amazon のほしい物リストを活用して寄付を募ります。</p> <p>【問い合わせ先】 企画振興部先端技術活用推進課 TEL 026-235-7146</p>	企画振興部
移住希望者や二地域居住者への支援の呼びかけ	<p>SNSやメルマガ、HP等の情報発信ツールや、県内外で開催する各種イベント・セミナー時を活用し、移住希望者や二地域居住者をはじめ県内外の人々に復旧・復興支援を呼びかけます。</p>	企画振興部

	【問い合わせ先】 企画振興部信州暮らし推進課 TEL 026-235-7024	
災害専用「ご意見ボックス」の設置	今後の復旧・復興の取組の参考とするため、県民ホットラインに災害専用の「ご意見ボックス」を設置します。	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部広報県民課 TEL 026-235-7054	

オ 災害見舞金等の支給、災害義援金等の募集・配分

(7) 災害見舞金・災害弔慰金

項目	取組内容	担当部局
災害見舞金 (詳細は別紙1参照)	床上浸水世帯に災害見舞金を県、市町村あわせて10万円を支給します。(対象は被災者生活再建支援法、信州被災者生活再建支援制度の給付に該当しない世帯)	危機管理部
	【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184	
災害弔慰金	災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、市町村が被災者遺族へ支給する弔慰金の一部を補助します。	危機管理部
	【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184	

(4) 義援金

項目	取組内容	担当部局
義援金	<ul style="list-style-type: none"> 銀行振込みによる受付のほか各所に窓口を設置し、災害義援金を全国から募集し、県内被災市町村を通して被災された方々へできる限り速やかに届けるよう努めます。 (窓口：県庁・合同庁舎、大阪事務所、名古屋事務所、銀座NAGANOなど県関係の施設やイベント会場、日本赤十字社長野県支部、長野県共同募金会) (振込：八十二銀行、ゆうちょ銀行) 義援金は、県内被災市町村を通して被災された方々へ届けます。 	危機管理部 会計局
	【問い合わせ先】 会計局会計課 TEL 026-235-7351 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408	

(ウ) ふるさと信州寄付金

項目	取組内容	担当部局
ふるさと信州寄付金	<p>・ふるさと納税ポータルサイトの災害支援ページに、2つの窓口を設置して寄付金の受付を開始しています。</p> <p>「ふるさとチョイス」災害支援 https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/711</p> <p>「さとふる」災害支援 https://www.satofull.jp/static/oenkifu/201910_typhoon_19.php</p> <p>・福井県が、長野県のふるさと納税の代行受付を開始しています。</p> <p>「福井県」による代行寄付受付 https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/774</p>	総務部
	<p>【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7061</p>	

(2) 生活支援

ア 当面の住まいを迅速に確保

項目	取組内容	担当部局
住宅再建に係る総合相談窓口の設置	<p>修繕方法や融資制度など住まいに関する総合的な相談に応じるため、被災地において住宅相談会を実施しています。</p>	建設部
	<p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7331</p>	
県営住宅、県職員宿舍の提供	<p>当面の入居先として、県営住宅等を提供します。 提供戸数：240戸 入居期間：1年 家賃：無料 あわせて、市町村営住宅・教職員住宅の情報を提供します。</p> <p>○活用できる方 全壊、大規模半壊又は半壊により、住宅での居住が当面困難となった方</p>	総務部 建設部 教育委員会
	<p>【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7337</p>	
民間賃貸住宅の借上げ	<p>県・長野市が民間賃貸住宅の空き家を借上げ、提供します。</p> <p>○活用できる方 ・住家が全壊するなどし居住する住家がない方又は半壊であっても住宅としての利用ができない程度の損傷があり避難の長期化が見込まれる方であって、自らの資力では住家を得ることができない方。 ・令和元年台風第19号において、災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方</p> <p>○借上げ住宅条件</p>	建設部

	世帯人数	家賃	
	1～2人	6万円	
	3～4人	7万円	
	5人以上	9.5万円	
	【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7331 お住まいの市町村 (長野市にあっては長野市役所住宅課 026-224-5424)		
応急仮設住宅の建設	必要に応じて、応急仮設住宅を建設し、提供します。		建設部
	【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7331		

イ 住宅の再建（建替・補修）を支援

項目	取組内容	担当部局						
住宅の応急修理 (詳細は別紙1参照)	<p>○制度概要</p> <p>住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を市町村が依頼した業者が応急的に修理します。応急修理に係る市町村負担を国・県が負担します。(災害救助法)</p> <p>○対象となる修理</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>り災証明書にて一部損壊(損害割合10%以上20%未満)、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。</td> </tr> </table> <p>○注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は個別にご相談ください。 ・被災者の方が直接業者と契約、支払いをしたものは対象外となります。 ・応急修理を受けると応急仮設住宅を利用できなくなります。 <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184</p>	対象者	り災証明書にて一部損壊(損害割合10%以上20%未満)、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方	費用の限度額	半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。	手続き	①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。	危機管理部
対象者	り災証明書にて一部損壊(損害割合10%以上20%未満)、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方で、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方							
費用の限度額	半壊又は大規模半壊の世帯：595,000円以内 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の世帯：300,000円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。							
手続き	①市町村へ応急修理を申し込み。 ②市町村が用意したリスト等から業者を選定。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。							

<p>障害物の除去</p>	<p>○制度概要 半壊又は床上浸水した住家に運ばれた土砂等を、自力では除去できない世帯に代わり、市町村が依頼した業者等が障害物の除去を行います。</p> <p>○対象となる修理</p> <table border="1" data-bbox="443 286 1241 571"> <tr> <td>対象者</td> <td>半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方(応急仮設住宅入居予定者は対象外)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1世帯当たり135,400円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。</td> </tr> </table> <p>○注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象外となります。 ・被災者の方が直接業者と契約、支払いをしたものは対象外となります。 ・障害物の除去を受けると応急仮設住宅を利用できなくなります。 <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184</p>	対象者	半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方(応急仮設住宅入居予定者は対象外)	費用の限度額	1世帯当たり135,400円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。	手続き	①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。	<p>危機管理部</p>
対象者	半壊又は床上浸水した住宅にお住まいの方で、元の住家に引き続き住む予定の方(応急仮設住宅入居予定者は対象外)							
費用の限度額	1世帯当たり135,400円以内について、市町村支払額の全額を県と国が負担します。							
手続き	①市町村へ除去を申し込み。 ②市町村が業者を手配。 ③市町村が業者へ依頼及び支払い。							
<p>災害救助法適用対象外町村の応急修理 (詳細は別紙1参照)</p>	<p>災害救助法適用対象外町村の半壊及び一部損壊(準半壊)世帯に対し災害救助法と同等の補助が受けられるよう県と市町村が1/2ずつ負担し、応急修理を実施します。(半壊:1世帯最大59.5万円、一部損壊(準半壊):1世帯最大30万円分)</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184</p>	<p>危機管理部</p>						
<p>災害復興住宅融資(建設・購入・補修) (貸付(融資))</p>	<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修する場合に受けられる融資です。</p> <p>○融資金利(令和元年10月1日現在:金利は毎月改訂します) 【建設・購入の場合】 基本融資額年 0.24% 特例加算額年 1.14% 【補修の場合】 年 0.24%</p> <p>○融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設の場合 基本融資額(建設資金)1,680万円＋ 基本融資額(土地取得資金)970万円＋ 基本融資額(整地資金)450万円＋ 特例加算額(建設資金)520万円 ・購入の場合 基本融資額(購入資金)2,650万円＋ 特例加算額(購入資金)520万円 ・補修の場合 基本融資額(補修資金)740万円＋ 基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円 	<p>建設部</p>						

	<p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> <p>○活用できる方 ご自分が居住するため又はより災した親等が住むための住宅を建設、購入、又は補修される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。</p> <p>【問い合わせ先】 独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353</p>									
被災者生活再建支援制度 (詳細は別紙1参照)	<p>家屋の被災程度に応じて、国の被災者生活再建支援制度による支援金の円滑な支給を支援します。</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408</p>	危機管理部								
信州被災者生活再建支援制度 (詳細は別紙1参照)	<p>自然災害により、住宅に半壊の被害を受けた世帯に対して、下記のとおり支援金を給付します。</p> <p>○支給金額 50万円(単身世帯は37.5万円)</p> <p>○負担割合 県・市町村2分の1ずつ</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7408</p>	危機管理部								
災害復興住宅建設事業補助金	<p>住宅金融支援機構が行う「災害復興住宅融資」の活用支援及び利子補給を行います。</p> <p>【問い合わせ先】 建設部建築住宅課 TEL 026-235-7339</p>	建設部								
母子父子寡婦福祉資金の特別措置(融資)	<p>災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内 ※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)</td> </tr> </table> <p>転宅のために必要な経費を貸し付けます。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>26万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)</td> </tr> </table> <p>【問い合わせ先】 保健福祉事務所福祉課 市福祉事務所</p>	貸付限度額	200万円以内 ※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ	貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)	貸付限度額	26万円以内	貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)	県民文化部
貸付限度額	200万円以内 ※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ									
貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)									
貸付限度額	26万円以内									
貸付利率	年1.0% (連帯保証人が要る場合は無利子)									

ウ 県営住宅（相之島団地）入居者への支援

項目	取組内容	担当部局
<p>県営住宅入居者への支援</p>	<p>被災した県営住宅相之島団地の入居者が、安心して暮らせるよう復旧を行います。 また、被災した入居者の意向を踏まえ、住み替えの支援を行います。</p> <p>○実施時期 令和元年10月16日以降 住戸内の汚泥排出 住戸改修方法の確認、調整 令和元年10月17日以降 意向確認等住み替え支援</p> <p>○県営住宅の復旧 ・住戸内に堆積した汚泥の排出 ・畳、流し台、建具等の設備の交換</p> <p>○住み替え支援 ・移転先住戸の提供（県営住宅、須坂市営住宅）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7337</p>	<p>建設部</p>

エ 生活資金を支援

(7) 市町村等による災害援護資金・生活福祉資金の貸付け等

項目	取組内容	担当部局																																				
災害援護資金	<p>市町村が貸し付ける災害援護資金の原資を県が補助します。</p> <p>○支援の概要 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="512 526 1257 981"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: yellow;">貸付 限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">市町村が定める率</td> </tr> </table> <p>○活用できる方 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出</p> <p>所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="523 1294 1230 1532"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額1人</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </table> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184 お住まいの市町村</p>	貸付 限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	市町村が定める率		世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。	危機管理部
貸付 限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																					
	ア 当該負傷のみ		150万円																																			
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																																			
	ウ 住居の半壊		270万円																																			
	エ 住居の全壊		350万円																																			
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																					
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																																			
	イ 住居の半壊		170万円																																			
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																																			
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																				
貸付利率	市町村が定める率																																					
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人																																					
1人	220万円																																					
2人	430万円																																					
3人	620万円																																					
4人	730万円																																					
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																																					
生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）	<p>市町村社会福祉協議会を窓口として、被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。</p> <p>※貸付開始は調整中のため、決定次第お知らせします。（令和元年10月28日現在）</p> <table border="1" data-bbox="488 1854 1198 1928"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円、特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。 (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき</p>	貸付限度額	原則10万円、特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子	健康福祉部																																
貸付限度額	原則10万円、特例措置20万円以内※																																					
貸付利率	無利子																																					

	<p>このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p> <p>○活用できる方 被災により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）</p> <p>【問い合わせ先】 長野県社会福祉協議会（電話 026-226-2036（直通）） お住まいの市町村の社会福祉協議会 民生委員・児童委員</p>	
母子父子寡婦福祉資金の貸付（融資）	<p>災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。</p> <p>【問い合わせ先】 保健福祉事務所福祉課 市福祉事務所</p>	県民文化部
	<p>【問い合わせ先】 福祉事務所福祉課 市福祉事務所 ※特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当については、市町村障がい福祉担当課または児童福祉担当課（市町村によって窓口が異なります）</p>	
児童扶養手当等の特別措置	<p>・被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を受けることができます。</p> <p>・住宅や家財等の財産にその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合、所得制限適用を除外します。 （被災した年の所得によっては、後日返還が必要になる場合があります。）</p> <p>【問い合わせ先】 福祉事務所福祉課 市福祉事務所 ※特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当については、市町村障がい福祉担当課または児童福祉担当課（市町村によって窓口が異なります）</p>	県民文化部 健康福祉部
生活保護	<p>収入が厚生労働大臣の定める最低生活費に満たない場合、生活保護費を支給します。</p> <p>○制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ・生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ・生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ・保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 <p>○活用できる方 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。</p> <p>【問い合わせ先】 お住まいの地域を所管する福祉事務所（市では市の福祉事務所、町村では県の福祉事務所）</p>	健康福祉部

(イ) 県税の減免・徴収猶予・申告等の期限の延長

項目	取組内容	担当部局
<p>県税の減免 (詳細は別紙2参照)</p>	<p>下記の県税について減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税(種別割) 被災により自動車を使用できなくなったとき など ・自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)・自動車取得税 使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき など ・個人事業税 災害による事業用資産の損害金額が被災者の事業用資産の1/2以上である場合 など ・不動産取得税 災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき など <p>○申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書ほか (税目や被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。)</p> <p>【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7046</p>	<p>総務部</p>
<p>県税の申告等の期限の延長・徴収猶予</p>	<p>納税者からの申請に基づき、被災の状況に応じて、県税の申告等の期限の延長や、徴収を猶予します。</p> <p>○申請時期 状況が落ち着いたところで、申請の手続きをお願いします。</p> <p>○申請に必要な書類 期限延長申請書または徴収猶予申請書、り災証明書ほか (被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。)</p> <p><u>ただし長野市の一部及び千曲市の一部(対象地域は今後予定している県の告示をご確認ください)に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方で、令和元年10月12日以降に期限が到来するものについては地域指定により自動的に期限が延長されますので申請は不要です。</u></p> <p>【問い合わせ先】 総務部税務課 TEL 026-235-7046</p>	<p>総務部</p>

(ウ) 県営水道料金の減免

項目	取組内容	担当部局
水道料金の減免	<p>○避難先住宅の水道料金の減免 県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災者の皆様の水道料金を全額免除します。</p> <p>○被災住宅の水道料金の減免 県営水道給水区域において、住家が浸水等により被害を受けた方々の水道料金を全額（床上浸水）または一部（床下浸水）免除します。</p> <p>○減免の内容</p> <p>1 避難先宅に係る減免</p> <p>(1) 対象者 県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災された方々</p> <p>(2) 減免額及び期間 全額免除 公営住宅に入居している期間（最大1年間） ＊公営住宅（県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅）</p> <p>2 被災宅に係る減免</p> <p>(1) 対象者 住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方</p> <p>(2) 減免額及び期間</p> <p>①全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水以上）の場合 令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除</p> <p>②一部損壊（床下浸水）の場合 令和元年10月分使用水量から8 m³を減量し、一部免除</p> <p>3 提出書類 ・減免申請書、り災証明書を川中島水道管理事務所、上田水道管理事務所へ提出してください。 ＊受付窓口は、順次増設予定です。 ・詳細については、今後、ホームページ等によりお知らせします。</p> <p>4 その他 ・今後、借上型応急仮設住宅（賃貸アパート等）への入居者の方についても水道料金の減免を予定しています。 ・また、水道料金の納付についても相談を行っていますので、下記までご連絡ください。</p> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>○長野市（篠ノ井・川中島・更北地区）、千曲市（旧更埴市）にお住まいの方 ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 0120-971-105（フリーダイヤル） 026-286-1815 川中島水道管理事務所 026-284-1700</p> <p>○上田市、千曲市（旧上山田町・戸倉町）、坂城町にお住まいの方 ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所 0120-971-124（フリーダイヤル） 0268-29-0810 上田水道管理事務所 0268-22-2110</p>	企業局

(エ) 有料道路通行料の減免

項目	取組内容	担当部局
有料道路通行料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> 五輪大橋の通行料金について、災害廃棄物をアクアパル千曲に搬入する場合は全額免除します。 県道路公社管理有料道路の通行料金について、災害ボランティア車両等関連車両は全額免除します。 <p>○実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ごみに関する措置については、10/23～12月末までを予定 災害ボランティアに関する措置については、10/14～12月末までを予定 	建設部
<p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>		

(オ) 手数料の減免・権利利益に係る満了日の延長等

項目	取組内容	担当部局
運転免許証再交付等の手数料の減免	<p>運転免許証再交付等の一部の手数料を全額免除するほか、既に納付された手数料を還付します。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>警察本部警務課 TEL 026-232-0110</p>	警察本部
許可申請・届出等の手数料の減免	<p>飲食店、旅館、理・美容店等の事業者が県内で、施設を再建し、営業を再開する場合の許可申請・届出に係る手数料を減免します。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7155</p>	健康福祉部
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	<p>被害を受けた方に対する国民健康保険・後期高齢者医療の保険料(税)・窓口負担について、保険者(市町村・後期高齢者医療広域連合)が減免する場合に、その要する費用を支援します。</p> <p>■窓口負担の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用市町村の住民の方で、国民健康保険または後期高齢者医療に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告して下さい。 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 <ul style="list-style-type: none"> ○期間 令和2年1月末まで ○保険証を提示しなくても医療機関等を受診出来ます。 ○保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険者にご確認下さい。 <p>■保険料(税)の減免について</p> <p>被災された方は保険料(税)の減免・支払猶予措置が講じられる場合がありますので、ご加入の医療保険者にご確認下さい。</p>	健康福祉部

	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部国民健康保険室 TEL 026-235-7090</p>	
介護保険料及び介護保険サービス利用料の支払猶予・免除	<p>■介護サービス利用料の免除等について ○災害救助法適用市町村の住民の方で、次の①～⑤に該当する方は、その旨を介護サービス事業所に申告いただくことで介護保険の利用料について支払猶予・免除の措置が講じられることがあります。 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明の方 ④主たる生計維持者が業務の廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ○期間 令和2年1月末まで ○保険証を提示しなくても介護サービスが受けられます ○保険者によって取扱が異なりますので、各市町村の介護保険窓口にご確認ください。</p> <p>■保険料の減免について 被災された方は保険料の減免・支払猶予が講じられる場合がありますので、各市町村の介護保険窓口にご確認ください</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部介護支援課 TEL026-235-7111</p>	
保育料の減免	被災により保育料の負担が困難な場合に減免が受けられることがあります。(減免が受けられる場合の要件は市町村により異なります。)	県民文化部
	<p>【問い合わせ先】 県民文化部こども・家庭課 TEL026-235-7098</p>	
児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設を除く)入所者負担金の減免	<p>・被災により、やむを得ざる支出が必要となる等入所者負担金の負担が困難な場合に減免が受けられる場合があります。</p> <p>・減免の可否については、世帯の負担能力等を勘案し、個々に判断いたしますので、詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>	県民文化部
	<p>【問い合わせ先】 県民文化部児童相談・養育支援室 TEL 026-235-7099</p>	
高等学校の授業料の減免	県立高等学校の授業料を免除するほか、私立高等学校が授業料を免除した場合に、その要する費用を支援します。	県民文化部 教育委員会
	<p>【問い合わせ先】 県民文化部私学振興課 TEL026-235-7058 教育委員会高等教育課 TEL026-235-7430</p>	
権利利益に係る満了日の延長措置	<p>「犯罪被害者等給付金の申請期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか81の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間(運転免許証の有効期間等)が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。</p> <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/police/) 又は下記ホームページを参照するとともに、下記お問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>災害救助法が適用された市町村</p>	警察本部

	<p>http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html</p> <p>措置に関する告示について https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018honbun.pdf</p> <p>○活用できる方 特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等</p>	
	<p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110</p>	
権利利益に係る満了日の延長措置	<p>「質屋を廃業したときにおける届出」「自動車の保管場所の変更等の届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。</p> <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/police/) 又は下記ホームページを参照するとともに、下記お問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>○活用できる方 特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等</p>	警察本部
	<p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110</p>	

オ 災害廃棄物の処理を支援

項目	取組内容	担当部局
災害廃棄物の早期処理のための支援	<p>災害廃棄物仮置場への職員の派遣や仮置場の用地の提供、広域的な人的物的支援の調整、災害廃棄物処理費用の補助制度活用に係る助言等、国と連携し被災市町村の状況に応じた支援を行っています。</p> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部
災害廃棄物の早期排出	<p>官民一体となって取り組むことにより円滑な廃棄物処理を進めます。(ワン・ナガノオペレーションなど)</p> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部
災害廃棄物仮置場の適正管理	<p>車両誘導や廃棄物積み下ろし等を、協定に基づき長野県資源循環保全協会へ要請をしています。</p> <p>【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187</p>	環境部

カ 堆積土砂・泥等の撤去を支援

宅地内、道路、農地等に堆積した大量の土砂を迅速に撤去できるよう、住民・ボランティア、県、市町村等、関係者間の調整を図り、円滑かつ効率的な作業が行われるよう対応しています。

項目	取組内容	担当部局
土砂の効率的な撤去	宅地内、道路、農地等に堆積した大量の土砂を迅速に撤去できるよう、住民・ボランティア、県、市町村等、関係者間の調整を図り、円滑かつ効率的な作業が行われるよう対応しています。	環境部 建設部 農政部
	【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296 農政部農地整備課 TEL 026-235-7239	
道路の交通確保	長野県建設業協会による約800人体制での土砂撤去支援など、関係団体と連携し、道路上に溜まった土砂の撤去等を実施し、交通確保を行いました。	建設部
	【問い合わせ先】 建設部道路管理課 TEL 026-235-7302	
市町村への支援	宅地内に堆積した土砂の撤去が迅速に行われるよう、作業に取り組んでいる市町村に対し国の補助事業の活用方法の説明や助言を行います。	環境部 建設部
	【問い合わせ先】 環境部資源循環推進課 TEL 026-235-7187 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296	
農地における土砂の撤去	営農の継続に向け、農地における市町村が行う土砂・泥等の撤去に伴う災害復旧事業を支援します。	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 TEL 026-235-7241	

キ 県民生活の安全確保

(7) 安全・安心パトロールの実施

項目	取組内容	担当部局
安全・安心パトロールの実施	被害を受けた地域において、空き巣等の犯罪抑止を目的とした警戒・警ら活動を行っています。	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110	

(イ) 災害に便乗した悪質商法や特殊詐欺等の被害防止

項目	取組内容	担当部局
警察官による注意喚起	避難所における警察官による防犯指導のほか、チラシの配布、掲出等により注意喚起を行います。 【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110	警察本部
保健師等による住民巡回時等の注意喚起	保健師等による住民巡回時や市町村の防災行政無線等による注意喚起を行います。 【問い合わせ先】 県民文化部くらし安全・消費生活課 TEL 026-223-6770	県民文化部
消費者トラブルに関する相談等	災害発生後において、点検商法、便乗商法など消費者トラブルが発生する可能性があることから、最寄りの消費生活センターにおいて不審な勧誘等の相談を実施します。 ○実施内容 下記相談窓口[消費生活センター]及び消費者ホットライン（局番なし188）への電話による相談応。 ※相談窓口 （受付時間：平日 8:30～17:00） 北信消費生活センター TEL 026-223-6777 東信消費生活センター TEL 0268-27-8517 中信消費生活センター TEL 0263-40-3660 南信消費生活センター TEL 0265-24-8058 さらに、被災地の状況に合わせて出張相談を開催予定 【問い合わせ先】 県民文化部くらし安全・消費生活課 TEL 026-223-6770	県民文化部

ク 身体と心のケア

(ア) 健康相談・健康管理

項目	取組内容	担当部局
避難所における健康相談・健康管理	保健福祉事務所の保健師や管理栄養士、災害支援ナースを避難所等へ派遣し、健康相談・健康管理を実施します。 【問い合わせ先】 健康福祉部健康福祉政策課 TEL 026-235-7091 健康増進課 TEL 026-235-7112 医療推進課 TEL 026-235-7142	健康福祉部
栄養相談	・電話による栄養相談を実施します。 ・市町村からの要望により家庭訪問を実施します。 ○実施時期 ・電話相談：毎週月～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：15 ・家庭訪問：随時	健康福祉部

	<p>○実施場所 各保健福祉事務所健康づくり支援課</p> <p>○実施者 各保健福祉事務所の管理栄養士</p>	
	<p>【問い合わせ先】 各保健福祉事務所健康づくり支援課</p>	
エコノミークラス症候群の防止	<p>避難所等におけるエコノミークラス症候群の防止のため、巡回活動を行う保健師等が車中泊者を含む避難者等に対して、軽い運動や水分補給等を積極的に促す呼びかけを行っています。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7150</p>	
柔道整復師会による無料施術	<p>災害時応援協定に基づき、柔道整復師会が被災地で無料施術を実施しています。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7145</p>	
災害派遣福祉チームの派遣	<p>災害派遣福祉チームを避難所等へ派遣し、要配慮者へのアセスメント、福祉避難所等への誘導、相談支援等を実施します。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部地域福祉課 TEL 026-235-7114</p>	
アスベスト飛散対策	<p>迅速なアスベスト飛散防止対策を講じるため、被災した建築物について必要に応じ建築物の石綿露出状況確認調査等を実施します。また、解体等工事現場において、アスベスト廃棄物の適切な分別・補完・処理を徹底します。</p>	環境部
	<p>【問い合わせ先】 環境部水大気環境課 TEL 026-235-7177</p>	
健康全般及びこころの健康に関する相談	<p>被災された方やそのご家族、また被災された方を支援する方などを対象とした健康全般及びこころの健康に関する相談を保健福祉事務所、精神保健福祉センター等において行っています。</p>	健康福祉部
	<p>【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7150、7109</p>	

被災ペット相談	<p>災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。</p> <p>○支援内容 (1) 被災動物等のための相談窓口の開設 (2) 被災動物の救護等 (3) 飼養場所設置の支援 (4) 被災動物の一時預り (5) 飼い主不明動物の保護および譲渡等</p> <p>○活用できる方 災害時被災ペットについてお困りの方、支援が必要な方</p> <p>【問い合わせ先】 ・長野県災害時被災ペット相談支援センター (長野県健康福祉部食品・生活衛生課内) TEL 026-235-7154</p> ・長野市保健所動物愛護センター TEL 026-262-1212	健康福祉部
人権相談等各種相談	<p>①人権に関する相談を実施します。 ②女性・男性に係る一般相談を受け付けます。 ③DV等に関する相談を実施します。 ④性暴力被害に関する相談を実施します。</p> <p>○実施時期(電話相談) ①原則火曜日から日曜日 8:30～17:00 ②(女性相談) 原則火曜日から土曜日 8:30～17:00 (男性相談) 原則毎週金曜日 17:00～19:00 ③女性相談センター： 原則月曜日から金曜日 8:30～17:15、 男女共同参画センター： 原則火曜日から土曜日 8:30～17:00 ④24時間365日対応</p> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 ①人権啓発センターTEL 026-274-3232 ②男女共同参画センター「あいとぴあ」 (女性相談) TEL 0266-22-8822 (男性相談) TEL 0266-22-7111 ③女性相談センターTEL 026-235-5710 男女共同参画センター「あいとぴあ」 TEL 0266-22-8822 ④性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」 TEL 026-235-7123</p>	県民文化部

(イ) 被災児童・生徒の心のケア

項目	取組内容	担当部局
スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケア	スクールカウンセラーが被災した児童・生徒の心のケアを行います。	教育委員会

	【問い合わせ先】 教育委員会事務局心の支援課 TEL026-235-7436	
児童の心のケア	被災した児童への心のケアが必要な場合に、児童相談所児童心理司、子ども支援センターの相談員による相談等を実施します。 ○実施時期 ①児童相談所 毎週月～金（祝日を除く）8:30～17:15 ②子ども支援センター 毎週月～土（祝日を除く）10:00～18:00	県民文化部
	【相談窓口及びお問い合わせ先】 ①児童相談所 中央児童相談所 TEL 026-238-8010 松本児童相談所 TEL 0263-91-3370 飯田児童相談所 TEL 0265-25-8300 諏訪児童相談所 TEL 0266-52-0056 佐久児童相談所 TEL 0267-67-3437 ②子ども支援センター 子ども専用ダイヤル TEL 0800-800-8035 大人用ダイヤル TEL 026-225-9330	

(ウ) 感染症等の予防

項目	取組内容	担当部局
インフルエンザ予防接種への支援	避難所の避難者に対して長野市、須坂市、千曲市が実施したインフルエンザ予防接種に要した経費を支援します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7148	
消毒等への支援	被災市町村が実施する消毒、ねずみ・害虫駆除等に要した経費を支援します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部保健・疾病対策課 TEL 026-235-7148	

(エ) リフレッシュ機会の提供

項目	取組内容	担当部局
旅館・ホテル等と連携したリフレッシュ機会の提供	長野県と長野県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定に基づき、避難生活が長期化している被災者に対し宿泊施設を提供します。	健康福祉部 観光部
	【問い合わせ先】 健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7153 観光部山岳高原観光課 TEL 026-235-7251	
柔道整復師会による無料施術<再掲>	1 (2)ク(ア)に記載のとおり	健康福祉部

	【問い合わせ先】 健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7145	
--	--	--

ケ 就労支援

項目	取組内容	担当部局
ハローワークと連携した就労支援	<p>ハローワークと連携し、被災者からの就職相談に応じるとともに、ハローワークの求人情報をもとに職業紹介を行います。</p> <p>○対象 台風19号による災害の被災者及び被災事業所の従業員等</p> <p>○内容 職業相談、求人開拓、職業紹介、定着支援</p> <p>○実施日時 月～金曜日（祝日を除く。） 8：30～17：15</p> <p>○実施場所 下記の4地域振興局商工観光課</p> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 佐久地域振興局商工観光課 TEL 0267-63-3157 上田地域振興局商工観光課 TEL 0268-25-7140 長野地域振興局商工観光課 TEL 026-234-9527 北信地域振興局商工観光課 TEL 0269-23-0219 産業労働部労働雇用課 TEL 026-235-7201</p>	産業労働部
雇用調整助成金	<p>経済上の理由^{*1}により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部の助成を行います。</p> <p>※1 台風に伴う「経済上の理由」 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う経営環境の悪化については経済上の理由に当たります。 (例) ・取引先の浸水被害等により原材料や商品等の取引ができない ・交通手段の途絶により来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により営業ができない ・風評被害により観光客が減少した 等</p> <p>○対象 対象事業所の主な要件は、次のとおりです。 ・雇用保険適用事業所の事業主であること ・経済上の理由により事業活動の縮小^{*2}を余儀なくされたこと 等</p> <p>※2 事業活動の縮小 ・最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が前年同期に比べて10%以上減少していること</p>	産業労働部

	<p>○内容 休業手当等の2/3 (中小企業以外は1/2) (支給限度日数 1年間で100日)</p> <p>○窓口 ハローワーク</p> <p>【問い合わせ先】 長野労働局職業安定部職業安定課 TEL 026-226-0865</p>	
職業訓練の受講支援	<p>被災を受けた求職者で職業訓練を希望する者に対して、ハローワークと連携し、民間活用委託訓練等の受講を支援します。</p> <p>【問い合わせ先】 産業労働部人材育成課 TEL 026-235-7199</p>	産業労働部
工科短期大学校及び技術専門校授業料の減免	<p>被災した職業訓練受講者に対して授業料を減免します。</p> <p>【問い合わせ先】 産業労働部人材育成課 TEL 026-235-7199</p>	産業労働部

(3) 産業への支援

ア 商工業・サービス業

次に掲げる取組のほか、被害を受けた事業用建物や設備等の復旧を支援する補助制度の創設を国に要請しています。

項目	取組内容	担当部局
経営相談	<p>被害を受けた県内事業所を対象に、資金繰り、経営及び雇用に関する相談を実施しています。</p> <p>○相談窓口 産業労働部、各地域振興局、よろず支援拠点(長野県中小企業振興センター内)</p> <p>【問い合わせ先】 産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7200 労働雇用課 026-235-7201 長野県中小企業振興センター よろず支援拠点 TEL 026-227-5875(平日)、070-4091-9793(土日祝)</p>	産業労働部
事業再開に向けた運転資金等の融資、商店街の再興に向けた支援	<p>■経営健全化支援資金(災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方 ・貸付限度額 【設備資金】3,000万円 【運転資金】3,000万円 ・貸付利率 年1.1% ・貸付期間 【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)、土地建物等15年以内(うち据置1年以内) 	産業労働部

	<p>【運転資金】 7年以内（うち据置1年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料 県と市町村補助により、0.44%以内 <p>■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 ①セーフティネット保証4号（※）に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ※次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少については、市町村長の認定が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法が適用された指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること ②経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 ・貸付限度額 【設備資金】 6,000万円 【運転資金】 8,000万円 ・貸付利率 年1.6% ・貸付期間 【設備資金】 10年以内（うち据置1年以内） 【運転資金】 7年以内（うち据置1年以内） ・信用保証料 県と市町村補助により、0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合は、自己負担なし 	
	<p>【問い合わせ先】 産業労働部産業立地・経営支援課 TEL 026-235-7195</p>	
<p>工業技術総合センターにおける技術相談</p>	<p>被災により生産活動等に支障がある場合の製品や製造設備等に関する技術相談</p> <p>○対象者 被災地域に事業所を有する中小企業</p> <p>【問い合わせ先】 工業技術総合センター技術連携部門 TEL 026-268-0602</p>	<p>産業労働部</p>

許可申請・届出等の手数料の減免 ＜再掲＞	1 (2) エ(オ)に記載のとおり	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部食品・生活衛生課 TEL 026-235-7155	
雇用調整助成金＜再掲＞	1 (2) ケに記載のとおり	産業労働部
	【問い合わせ先】 長野労働局職業安定部職業安定課 TEL 026-226-0865	
県産品の売込み支援	災害により売上げに影響がある県産品について、大都市圏の一般消費者・業界向けに正しい情報発信と消費喚起を行うとともに、銀座NAGANO・ネット販売での販売支援のほか、大都市圏での連携協定締結企業等の協力を得て、マルシェ・物産フェアでの売込みを支援します。	営業局
	【問い合わせ先】 営業局販売流通促進担当 TEL 026-235-7248	

イ 観光

項目	取組内容	担当部局
元気な長野県の集中的なプロモーションの展開と、風評被害防止のための情報発信	県民・観光事業者などが一丸となって元気な長野県を県内外にアピールするキャンペーンを展開し、観光需要を喚起します。	観光部 営業局
	【問い合わせ先】 観光部観光誘客課 TEL 026-235-7254 営業局メディア・ブランド発信担当 TEL 026-235-7249	
信州まつもと空港発着路線を利用した応援ツアーの造成	航空会社の協力により、信州まつもと空港発着路線（福岡線、札幌線、神戸線）を利用した応援ツアーの造成を旅行会社に促し、県外からの誘客に取り組みます。	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部松本空港利活用・国際化推進室 TEL 026-235-7019	

ウ 農業

(7) 営農の継続に向けた支援

項目	取組内容	担当部局
農業経営継続のための相談窓口の設置	農作物被害等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などの相談に応じるため、各農業改良普及センター及び県庁農業技術課に相談窓口を設置しました。 ○相談時間 平日の8時30分から17時15分まで（令和元年10月18日(金)から当面の間）	農政部

	<p>【問い合わせ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐久農業改良普及センター 0267-63-3146 ・上田農業改良普及センター 0268-25-7157 ・諏訪農業改良普及センター 0266-57-2932 ・上伊那農業改良普及センター 0265-76-6842 ・南信州農業改良普及センター 0265-53-0436 ・木曾農業改良普及センター 0264-25-2230 ・松本農業改良普及センター 0263-40-1947 ・北アルプス農業改良普及センター 0261-23-6543 ・長野農業改良普及センター 026-234-9534 ・北信農業改良普及センター 0269-23-0221 ・農政部農業技術課 026-235-7223 	
農業用ハウス、農業機械の撤去、再建・修繕、補強	<p>被災した農業用ハウスやトラクターなどの農業機械の撤去、再建・修繕、補強する経費に対して補助します。</p> <p>【事業名】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型) 補助率：国 3/10 (県、市町村負担は検討中)</p>	農政部
	<p>【問い合わせ先】 農政部農村振興課 026-235-7245</p>	
農業用共同利用施設の復旧	<p>被災した農業用共同利用施設(ライスセンター、果樹選果場等)の復旧に係る経費に対して補助します。</p> <p>【事業名】</p> <p>①農林水産業共同利用施設災害復旧事業 補助率(経費が40万円を超える場合): 激甚災害(告示地域) 国 9/10 激甚災害(その他地域) 国 5/10</p> <p>②強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金 (被災産地施設支援対策) 補助率：国 1/2</p>	農政部
	<p>【問い合わせ先】</p> <p>(①の事業) 農政部農業政策課 026-235-7215</p> <p>(②の事業) 農政部園芸畜産課 026-235-7227</p>	
堆積した稲わら等の撤去	<p>ほ場等からの稲わら等の撤去に係る経費に対して補助します。</p> <p>【事業名】 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策) 補助率：国 定額(5,000円/㎡)</p>	農政部
	<p>【問い合わせ先】 農政部農業技術課 026-235-7221</p>	
農産物の積極的な消費PR	<p>本県農産物の風評被害を防ぐため、消費者等に正確な情報を発信するとともに、JAグループと連携し、がんばろう信州キャンペーン(仮称)を展開し、イベント等において積極的な消費PRを行います。</p>	営業局 農政部
	<p>【問い合わせ先】 営業局販売流通促進担当 TEL 026-235-7248 農政部農産物マーケティング室 TEL 026-235-7217</p>	

(イ) 農地・農業用施設の早期復旧を支援

項目	取組内容	担当部局
農地等の被害状況調査の支援	農地、水路、取水施設、排水機場、農道等の被害状況調査を支援します。	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	
災害査定等の技術的支援	災害査定、設計・積算、河川法等の協議、復旧工法の検討等において技術的支援を行います。	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	
国の制度を活用した復旧支援	農地・農業用施設の復旧について国の制度を活用し、支援します。	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	

エ 林業

(7) 林業経営の継続に向けた支援

項目	取組内容	担当部局
農林水産業施設災害復旧等	林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 ○対象者 地方公共団体、民間団体等 ○補助内容 被害を受けた特用林産施設、木材加工流通施設、被害を受けた地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備及び被害を受けた施設の撤去等の費用を支援 ○補助率 1/2以内	林務部
	【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは、県産材利用推進室 026-235-7266	
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営のための施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付等の活用を支援します。	林務部
	【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課 026-235-7274 各地域振興局 林務課	

(イ) 林道を早期に復旧

項目	取組内容	担当部局
林道施設災害復旧事業	<p>公共林道施設の復旧に対して補助します。</p> <p>○対象者 市町村</p> <p>○補助内容 公共林道施設の災害復旧費用（40万円以上）への支援</p> <p>○補助率 奥地：65／100、その他：50／100 激甚災害の指定による引き上げあり</p> <p>【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課林道係 026-235-7268 各地域振興局 林務課</p>	林務部

2 地域の復旧・再生に向けた取組

上下水道などのライフラインや、道路・河川、鉄道、農業用施設などのインフラなど、生活の再建や事業の継続・再開のために不可欠な施設の早期復旧に向け、関係機関と連携して取り組みます。

(1) ライフラインの復旧

ア 水道

項目	取組内容	担当部局
水道施設の本復旧に向けた支援	長野県水道協議会（県企業局含む）と連携して、断水の発生地域に給水車の派遣、応急復旧用資材の供出を必要に応じて行うとともに、水道施設の本復旧の早期実現に向けた技術的な助言を行います。	環境部 企業局
	【問い合わせ先】 環境部水大気環境課 TEL 026-235-71685	

イ 生活排水処理施設

項目	取組内容	担当部局
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）の早期復旧	浸水した千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）について、国や関係市町村、日本下水道事業団と協力して、処理機能の早期回復に努め、被害を受けた設備の本格復旧を目指します。 また、対象地域の皆様に下水道への排水量の削減につながるための節水と、環境負荷の小さい下水利用の協力を呼びかけます。	環境部
	【問い合わせ先】 環境部生活排水課 TEL 026-235-7320	
市町村の処理施設への復旧支援	被害を受けた市町村の処理施設について、日本下水道事業団等と連携し技術的な援助を行うなど早期復旧を支援します。	環境部
	【問い合わせ先】 環境部生活排水課 TEL 026-235-7320	

(2) インフラの復旧

ア 道路

項目	取組内容	担当部局
県管理道路の応急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県建設業協会による約800人体制での支援など、関係団体と連携しながら、冠水による道路上に溜まった土砂の撤去等を実施し交通確保を行いました。 ・ 交通を確保するために応急工事を実施するとともに、復旧工事のための必要な調査・設計を行います。 ・ 復旧工事について、一部先行着手し、工事を推進します。 ・ 円滑かつ迅速な復旧が必要な国道361号 権兵衛峠道路について、専門家（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による助言をいただきながら、現地調査の実施と復旧計画立案を実施するとともに、権限代行により国が災害復旧工事を行います。 <p>○ 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災直後から緊急調査・点検を実施。 ・ 被災直後から、専門家の派遣ならびに国の代行によ 	建設部

	<p>る支援を要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路が寸断し、孤立集落が発生しているなど、緊急的に交通確保が必要な箇所について、応急仮工事や復旧工事の先行着手により交通を確保します。 <p>○ 箇所等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道361号 権兵衛峠道路 国道141号ほか県管理道路 <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部道路管理課 TEL 026-235-7301 建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>	
市町村管理道路の応急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町村管理の被災した橋梁について、専門家（TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊（国土交通省））、国土技術政策総合研究所）への派遣要請を行い、現地調査の実施と復旧計画立案に向けた支援を実施します。 しなの鉄道に近接し、技術的に難しく迅速な対応が必要な東御市道 海野宿橋について、権限代行により国が工事を行います。 <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部道路管理課 TEL 026-235-7301 建設部道路建設課 TEL 026-235-7304</p>	建設部

イ 河川

項目	取組内容	担当部局
河川の災害復旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> 被災した直轄河川の早期復旧と抜本的な対策を求めていきます。 被災した県管理河川の早期復旧を図ります。 大規模な被災箇所は、権限代行により国が工事を行います。 <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部河川課 TEL 026-235-7311</p>	建設部
市町村の公共土木施設災害復旧工事の支援	<p>被災市町村の土木施設を災害復旧事業等により、早期復旧を支援します。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部河川課 TEL 026-235-7311</p>	建設部

ウ 砂防

項目	取組内容	担当部局
土石流対策の早期実施	<p>土石流等により、災害が発生した箇所に対し再度災害を防止するため対策工事を実施します。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部砂防課 TEL 026-235-7317</p>	建設部
急傾斜地崩壊危険区域のがけ崩れ対策の早期実施	<p>急傾斜地崩壊危険区域においてがけ崩れが発生した箇所の対策工事を実施します。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>建設部砂防課 TEL 026-235-7317</p>	建設部

地すべり対策の早期実施	地すべり等から人命・財産を守るために必要な箇所へ地すべり防止工事等を実施します。	建設部
	【問い合わせ先】 建設部砂防課 TEL 026-235-7317	

エ 都市公園

項目	取組内容	担当部局
復旧方法等に関する技術的支援	被害を受けた市町村の都市公園の早期復旧に向け、復旧方法等に関する技術的助言などを行っています。	建設部
	【問い合わせ先】 建設部都市・まちづくり課 TEL 026-235-7296	

オ 鉄道

項目	取組内容	担当部局
復旧方法等に関する技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の復旧と代替輸送に係る費用に対する財政支援を、国に要請しています。 ・北陸新幹線や在来線のダイヤも含めた早期完全復旧と再度災害防止について、国、J Rに要請しています。 ・被害を受けた地域鉄道の復旧や応急対応について、事業者とともに国に制度面・財政面の支援を要請しています。 ・しなの鉄道の不通区間（上田～田中）について、J Rの協力のもと新幹線とバスを活用した代替輸送を支援しています。 	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部交通政策課 TEL 026-235-7027	

カ 農道・農業用水路

項目	取組内容	担当部局
農地等の被害状況調査の支援<再掲>	1 (3) ウ(イ)に記載のとおり	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	
災害査定等の技術的支援<再掲>	1 (3) ウ(イ)に記載のとおり	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	
国の制度を活用した復旧支援<再掲>	1 (3) ウ(イ)に記載のとおり	農政部
	【問い合わせ先】 農政部農地整備課 026-235-7241	

キ 林道

項目	取組内容	担当部局
林道施設災害復旧事業<再掲>	1 (3)エ(イ)に記載のとおり	林務部
	【問い合わせ先】 林務部信州の木活用課林道係 026-235-7268 各地域振興局 林務課	

ク 治山

項目	取組内容	担当部局
治山対策の早期実施	山腹崩壊や荒廃溪流箇所に対し再度災害を防止するため対策工事を実施します。	林務部
	【問い合わせ先】 林務部森林づくり推進課 TEL 026-235-7271	

ケ 交通安全施設

項目	取組内容	担当部局
交通安全施設の早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた交通信号機の仮復旧を実施しました。今後、本格的な復旧事業を実施します。 損壊した交通規制標識の早期復旧に向け状況を調査しています。 	警察本部
	【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110	

(3) 公共施設等の復旧

ア 県有施設

項目	取組内容	担当部局
県立総合リハビリテーションセンター	浸水被害を受けた設備・機器等の復旧に取り組み、早期の診療・利用再開を目指します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7149	
県立障がい者福祉センター	浸水被害を受けた施設・設備等の復旧に取り組み、早期の利用再開を目指します。	健康福祉部
	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7149	
県営住宅入居者への支援<再掲>	1 (2)ウに記載のとおり	建設部
	【問い合わせ先】 建設部公営住宅室 TEL 026-235-7340	
県立学校の早期復旧	被害状況を把握し、学校施設の応急的な修繕を行うとともに、復旧事業を実施します。 ○対象施設 県立高等学校、県立特別支援学校	教育委員会

	<p>○被害状況 屋根破損、雨漏り等</p> <p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局高校教育課 TEL026-235-7428 教育委員会事務局特別支援教育課 TEL026-235-7432</p>	
警察施設	<p>被害を受けた警察署、交番等の復旧を行います。</p> <p>【問い合わせ先】 警察本部警務課 TEL 026-232-0110</p>	警察本部
県有施設の浸水対策	<p>ハザードマップ上の浸水想定区域に立地する県有施設の浸水対策に取り組みます。</p> <p>【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL 026-235-7184 総務部財産活用課 TEL 026-235-7083 建設部施設課 TEL 026-235-7342</p>	危機管理部 総務部 建設部

イ 医療施設

項目	取組内容	担当部局
医療施設の復旧支援	<p>被災した医療機関の復旧について助言します。</p> <p>○対象 公的医療機関、政策医療実施機関</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部医療推進課 TEL 026-235-7131</p>	健康福祉部

ウ 高齢者福祉施設

項目	取組内容	担当部局
高齢者福祉施設の復旧支援	<p>復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と市町村(長野市除く)・事業者との調整を行い、早急に復旧できるよう支援します。</p> <p>○対象施設 高齢者福祉施設</p> <p>○その他 現在、施設あて補助要望額の調査中</p> <p>【問い合わせ先】 健康福祉部介護支援課 TEL 026-235-7113</p>	健康福祉部

エ 障がい者福祉施設

項目	取組内容	担当部局
障がい者福祉施設の復旧支援	<p>復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と事業者との調整を行い、早期に復旧できるよう支援します。</p> <p>○その他 対象施設は現在調査中</p>	健康福祉部

	【問い合わせ先】 健康福祉部障がい者支援課 TEL 026-235-7149	
--	--	--

オ 児童福祉施設

項目	取組内容	担当部局
児童福祉施設の復旧支援	復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と市町村・事業者との調整を行ない、早期に復旧できるよう支援します。 ○対象施設 保育所、放課後児童クラブ等	県民文化部
	【問い合わせ先】 県民文化部こども・家庭課 TEL 026-235-7095	

カ 教育・社会教育施設（学校、社会教育施設、文化財等）

項目	取組内容	担当部局
私立学校の復旧支援	私立学校の被害状況を把握し、被害を受けた学校の復旧について助言を行います。 【問い合わせ先】 県民文化部私学振興課 TEL 026-235-7058	県民文化部
公立小・中学校の復旧支援	被害状況を把握し、復旧事業に係る国の補助について、市町村に助言を行います。 ○対象施設 市町村（学校組合）立小中、義務教育学校 ○被害状況 校舎浸水、雨漏り等 ○その他 文部科学省防災担当職員による復旧事業制度説明及び国庫補助に係る事前協議を長野市において開催（10月29日）	教育委員会
	【問い合わせ先】 教育委員会事務局義務教育課 TEL026-235-7424	
社会教育施設の復旧支援	市町村が実施する復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう、国との連絡調整など災害復旧業務の支援を行います。 ○対象施設 公民館、図書館等 ○被害状況 建物被害、機器損壊等	教育委員会

	<p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL026-235-7439</p>	
被災した文化財の修理支援	<p>国・県指定等文化財について、被害状況を把握し、修理方法等の助言を行うとともに、修理費用の一部を補助します。</p> <p>○対象施設 国・県指定等文化財</p> <p>○被害状況 建造物の漆喰壁剥落、浸水被害等</p>	教育委員会
	<p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL026-235-7441</p>	
社会体育施設の復旧支援	<p>被害状況を把握し、修理費用に係る国の補助金について助言します。</p> <p>○対象施設 体育館、プール等</p> <p>○被害状況 土砂流入、屋根の破損等</p>	教育委員会
	<p>【問い合わせ先】 教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL026-235-7441</p>	

3 市町村への支援

被災市町村では、災害発生直後から平時とは異なる膨大な取組を行わなければなりません。災害時の円滑な業務遂行のため、国や県内外の自治体、関係機関からの応援の受入れや被災証明書の発行業務など、多岐にわたる業務を総合的に支援します。

(1) 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援

項目	取組内容	担当部局
被災者生活再建支援チーム <再掲>	1 (1)アに記載のとおり	危機管理部
	【問い合わせ先】 災害対策本部被災者生活再建支援チーム TEL 026-269-0754	

(2) 人的支援

項目	取組内容	担当部局
被災市町村の体制強化（短期）	被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用や他県等からの派遣受入れ等により、被災市町村の体制強化を支援します。	危機管理部
	【問い合わせ先】 危機管理部危機管理防災課 TEL026-235-7408	
被災市町村の体制強化（中長期）	他県等からの中長期の職員派遣（自治法）により、被災市町村の体制強化を支援します。	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部市町村課 TEL026-235-7062	

(3) 財政的支援

項目	取組内容	担当部局
市町村財政に関する助言、情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税の配分や災害復旧事業等に係る予算の確保など特段の財政措置について、国に要請しています。 ・普通交付税の繰上げ交付（11月分を10月に交付）を行いました。 ・被災市町村の実施事業への地方債の活用及び被災された方々に対する税制上の支援措置について助言します。 	企画振興部
	【問い合わせ先】 企画振興部市町村課財政係 TEL 026-235-7066 税制係 TEL 026-235-7068	

4 国の特例措置の活用等

「非常災害」「激甚災害」指定による国の代行事業や補助率の嵩上げなどの特例措置を積極的に活用するとともに、県及び市町村の財政負担の軽減をはじめ必要な措置について国に強く要請します。

- 1日も早い住民生活の再建に向け、できる限り手厚い支援措置が受けられるよう、復興と被災者支援に必要な人材派遣や財政措置、制度改正、災害廃棄物の処理への支援等について国に要請しています。

5 今後の復興に向けた考え方

被災された方々が1日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、また、明日への希望を持って安心して地域に暮らし続けられるよう、国・市町村をはじめとする関係機関と連携・協力して、最善・最速での復旧・復興に全力で努めます。

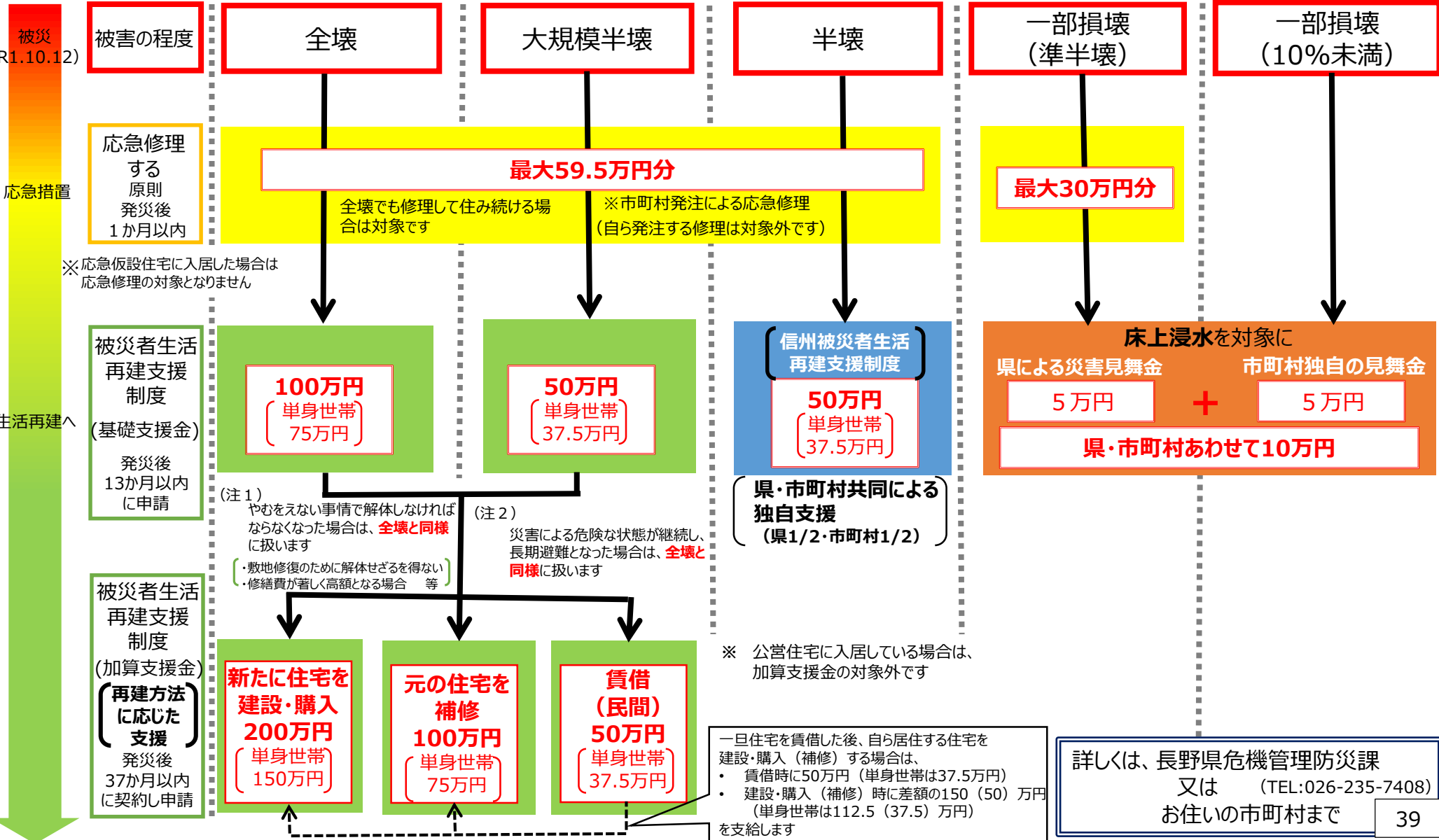
- 復興にあたっては、市町村をはじめ関係者のご意見を踏まえ、防災施設の機能向上を図るなど、「より良い復興(Build Back Better)」※の観点を持って取り組みます。
- 再度の災害発生を防ぐとともに、河川整備の促進と抜本的な治水対策を進めるため、千曲川、犀川及び天竜川について国による一元管理を要請します。
- 農林業や商工業、観光業など産業の振興を図り、地域経済の活力を取り戻すための支援を積極的に行います。
- 確かな暮らしの基盤となる地域コミュニティの維持・再生と地域防災力の向上に取り組む市町村を支援します。

※「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」とは、災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靱な地域づくりを行うという考え方である。

(平成27年版「防災白書」より)

被災時の
住まい

自己所有の戸建て・マンション



賃貸住宅（貸家・アパート等）

被災
(R1.10.12)

生活再建へ

被害の程度

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊
(準半壊)

一部損壊
(10%未満)

〔賃貸住宅の補修を行う
場合は、貸主が行うことが原則〕

被災者生活
再建支援
制度
(基礎支援金)

発災後
13か月以内
に申請

100万円
〔単身世帯
75万円〕

50万円
〔単身世帯
37.5万円〕

信州被災者生活
再建支援制度

50万円
〔単身世帯
37.5万円〕

床上浸水を対象に
県による災害見舞金 5万円 + 市町村独自の見舞金 5万円
県・市町村あわせて10万円

(注1)
貸主の意向で被災住宅が解体され
た場合は、**全壊と同様**に扱います

(注2)
災害による危険な状態が継続し、
長期避難となった場合は、**全壊と同様**
に扱います

県・市町村共同による
独自支援
(県1/2・市町村1/2)

被災者生活
再建支援
制度
(加算支援金)
**〔再建方法
に応じた
支援〕**

発災後
37か月以内
に契約し申請

**新たに住宅を
建設・購入
200万円**
〔単身世帯
150万円〕

**賃借
(民間)
50万円**
〔単身世帯
37.5万円〕

被災時の賃貸住宅
に引き続き住み続け
た場合も対象

※ 公営住宅に入居している場合は、
加算支援金の対象外です

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を
建設・購入する場合は、
・ 賃借時に50万円（単身世帯は37.5万円）
・ 建設・購入時に差額の150万円
（単身世帯は112.5万円）
を支給します

詳しくは、長野県危機管理防災課
又は (TEL:026-235-7408)
お住いの市町村まで **40**

県税の減免制度について

1 自動車税(種別割) (「軽自動車税(種別割)」は市町村にお問い合わせください。)

どんなとき	自動車を使用できなくなったとき	自動車の修繕が必要なとき (「修繕費」が「災害直前の自動車の価額」の15%以上の場合に限ります。)
減免等の内容	使用できなくなった日の翌月以降の自動車税(種別割)を月割で減額	自動車税(種別割)について減免額は 令和2年度 修繕費 = の自動車税 × 災害直前の (種別割) 自動車の価額 注: 減免額は、税額の50%が上限。
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> 自動車現況申立書 被災事実を証明できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 被災事実を証明できる書類 自動車修理業者の修繕費の見積書 修繕費に補填される保険金等の書類 災害直前の自動車の価額に関する書類
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	速やかに申請してください。	「災害のやんだ日」から30日以内
その他	この申請をしなくても、自動車を抹消したときは、抹消した日の翌月以降の自動車税(種別割)は自動的に月割で減額されます。	<ul style="list-style-type: none"> 「災害直前の自動車の価額」は帳簿価格又はこれに準じ県が定める額です。 修繕費に補填される保険金等がある場合は、修繕費から保険金等を控除します。

2 自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)・自動車取得税

どんなとき	使用できなくなった自動車の代替自動車 を取得したとき	車両登録日から1月以内に自動車が 滅失したとき
減免の内容	「災害のやんだ日」から3ヶ月以内 に取得した自動車について、減免額は = 被災自動車の 被災直前の価額 × 代替自動車に 適用する税率	全額を減免
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> 被災事実を証明できる書類 自動車の抹消登録証明書(抹消登録ができない場合は、ご相談ください。) 	
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	代替自動車の車両登録日から30日以内	「災害のやんだ日」から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。
・「災害のやんだ日」はお問い合わせください。

3 個人事業税

(ケース1)

(ケース2)

どんなとき	災害による事業用資産の損害金額が、被災者の事業用資産の価格の2分の1以上である場合。	災害による住宅等資産の損害金額が、被災者の当該資産の価格の2分の1以上である場合。
減免の内容	(事業所得) (減免割合) 500万円以下 ⇒ 全額 500万円超750万円以下 ⇒ 10分の5 750万円超1000万円以下 ⇒ 10分の3	(合計所得金額) (減免割合) 500万円以下 ⇒ 10分の5 500万円超750万円以下 ⇒ 10分の2.5 750万円超1000万円以下 ⇒ 10分の1.5
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免申請書(県規則様式第51号) ・ 被災事実を証明できる書類 ・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類(当該資産にかかる帳簿の写し、修繕等に係る見積書又は請求書の写し等) ・ 損害額に補填される保険金等がある場合は、その額を確認できる書類 	
持参するもの	印鑑(認め印可)	
申請期限	損害を受けた日から30日以内	損害を受けた日から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

4 不動産取得税(「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。)

(ケース1)

(ケース2)

どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき (※取得不動産の代替性の認定を行います。)	不動産を取得した日から1ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額(固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格)を免除	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長、消防署長等の罹災証明書 ・ 被災不動産の登録価格の証明書 	
持参するもの	印鑑(認め印可、法人の場合は代表者印)	
申請期限	取得した代替不動産の納期限まで	被災した不動産の納期限まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合を言います。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であることを原則とします。

(住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等)

「代替性の認定」の詳細についてはお問い合わせください。

申請・お問合せ先(北信、上田、諏訪、飯田、木曾、大町の地域事務所でも受け付けています。)

申請・問合せ先	電話(直通)	所在地
総合県税事務所	026-234-9505	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
東信県税事務所	0267-63-3135	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
南信県税事務所	0265-76-6805	〒396-8666 伊那市荒井 3497
中信県税事務所	0263-40-1905	〒390-0852 松本市大字島立 1020
県庁総務部税務課	026-235-7046	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2